

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十二月二十一日奈良県指令建第一〇八一八二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年四月二十六日建第九九四五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字箸中五六二番一及び五六七番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字箸中五七番地

中田成恒